

よくあるご質問 (2023/5/11)

No.	カテゴリー	質問内容	回答
1	スケジュール	公募要領P.16のスケジュールの交付申請前における「系統連系申込」は何を指しているのでしょうか？	発電設備等系統アクセス手続きにおける「接続検討申込」等を想定しております。なお、交付申請においては一般送配電事業者等への系統連系申込は必須ではありませんが、系統連系協議の進捗は採点審査の項目となっております。
2	交付申請書類	実施計画書2-10 電力会社との系統連系申し込み状況を証明する書類について、電力会社への申込書や回答書を添付すればよいですか？	電力会社との系統連系協議の現在の進行状況がわかるもので、提出可能な書類をご提出ください。
3	交付申請書類	申請者と設備設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合、交付申請時に土地や建物の利用契約等を締結していないと申請はできませんか？	申請頂くことは可能ですが、確実に土地や建物が利用可能である見通しがあるのであれば、その状況を証明する書類を添付してください。
4	交付申請書類	添付資料4 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写しとして直近3か年分の提出が必要とありますが、設立間もないので3か年分が提出できない場合はどうすればよいですか？	提出できる分の財務諸表をすべて提出してください。
5	各種手続き	交付申請書類No.2-3に参考見積とありますが、納期の関係で交付決定後速やかに発注することを考えているため、交付申請時点で3者見積を実施してもよいですか？	本事業の公募開始（2023年4月25日）以降であれば3者見積の実施が可能ですので、交付申請書類として3者分の見積の結果（見積書）を添付いただくことは構いません。ただし、当該申請が採択となり、交付決定した場合であっても、公募要領2-6に記載のある通り、原則として発注・契約は中間検査後に実施する必要がありますので、その点については留意してください。
6	採点審査 交付申請書類	公募要領P.23 採点審査の4について、廃棄物処理法上の広域認定や蓄電システムのレジリエンスに関する項目があり、P.29にも提出書類として含まれていますが、申請するにあたってこれらは必須要件でしょうか？また、レジリエンスについては(a)(b)いずれかを満たしていればよいですか？	必須要件ではありません。 レジリエンスの(a)(b)についてはご提出頂いた書類を基に判断を行いますので、それぞれに対し書類を提出してください。
7	申請者	公募要領P.11に「申請単位として1社あたり（共同申請含む）の申請上限が各締切ごとに1件とする」とありますが、リース事業者にもこの上限は適用されますか？	リース事業者にも適用されます。
8	申請者	公募要領P.5の補助対象事業者の※5に「使用者とは、補助対象設備を運転、稼働させることにより各種電力市場での取引等の活用を主体で行う事業者をいう。」とありますが、アグリゲーター等の蓄電システムの所有者から業務委託を受けて当該設備を運用する事業者はこれに該当しますか？	電力市場取引等において決定権を委託元が有していたり、系統連系契約の契約主体である事業者を設備の使用者としており、単に当該設備の実運転を委託され運転・保守等を主として実施する事業者は使用者に該当しません。
9	申請者	設立予定のSPCでの申請を考えています。SPCへの出資者が3社いる場合、申請者は誰にすればよいでしょうか？	SPC設立前であれば、主たる出資者等が主申請者となり、SPC及びその他の出資者を共同申請者としてください。 （下記申請パターンも参照してください） なおここでいう出資者とは、SPCへの持分としての出資をする事業者です（匿名組合員ではありません）。
			<p>※SPCがすでに設立されている場合は、いずれも主たる出資者による確約を前提としたSPCによる単独申請となります（但しリースを除く）</p>
10	交付申請書類	jGrants申請に必要なgBizIDプライムの登録が遅れていて、申請の締切日に間に合わない場合はどうすればよいでしょうか？	やむを得ない事情により、gBizIDの取得に時間を要し、jGrants申請に遅延が見込まれる場合は、申請データ（Excel等）のメール提出及び申請書冊子を郵送の上、申請データを送付の際に、メールに下記内容を記載してください。 ・jGrants申請が間に合わない理由 ・gBizID取得の進捗状況 ・gBizIDの取得目的 ・jGrants申請の完了目的
11	その他	公募要領P.18の「2-6 補助事業の開始について」に工事の発注について「原則、中間検査の実施後に発注・契約を行うこと」とありますが、納期の関係で交付決定後にすぐにも発注をしたい場合はどうすればよいでしょうか？	まずは公募要領P.12にある交付決定予定日（6月下旬）はあくまでも予定であって、後ろ倒しになる可能性を含めて無理のないスケジュールを組んでいただき、交付申請を行うことが大前提となります。（公募要領P.22 要件審査項目（11）スケジュールを参照） その上で、何らかの事情で中間検査を待たずに発注をする必要性が生じた場合は、必ず事前にSIIにご相談ください。